平成２９年（フ）第２７６号
長崎県長崎市伊王島町２丁目800番地
債務者　森本ケイ子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
熊本県玉名市伊倉北方2266番地３　一本松団地25棟７号
債務者　服部　里美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第３３６号
宮崎市大坪町西六月2190番地２　レイクサイド江南402号
債務者　黒木　慎悟
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７３号
宮崎市大工３丁目88番地１　オクトワール宮崎西407号
債務者　元吉　涼也
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９３号
宮崎県都城市高崎町縄瀬2685（四位昭一方）、住民票上の住所宮崎県都城市高城町大井手1383番地３
債務者　桝田　里美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第５６号
宮城県白石市鷹巣字川崎本木４番地
債務者　馬場　康幸
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１４９号
福島県郡山市富久山町久保田字我妻138番地の２　我妻第２ハイツ203号
債務者　齊藤　清隆
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１４３４号
埼玉県加須市南篠崎２丁目19番地７　塚田ビル301号室、旧住所埼玉県吉川市大字上内川545番地７
債務者　小林　喜郎
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４３５号
埼玉県加須市南篠崎２丁目19番地７　塚田ビル301号室、旧住所埼玉県吉川市大字上内川545番地７
債務者　小林　和枝
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３２号
埼玉県川口市安行原145番２　タドコロビル205号室、住民票上の住所埼玉県川口市安行出羽３丁目11番６号
債務者　島村　和代
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６３号
埼玉県新座市西堀２丁目11番22号
債務者　是川福市郎
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３８号
さいたま市見沼区大字中川841番地４　ホワイトテラス小山Ｃ棟102
債務者　貞原　怜子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４３号
埼玉県久喜市伊坂444番地１　国分アパートＡ201
債務者　木村　龍馬
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６４０号
埼玉県越谷市東大沢１丁目８番地４　セラヴィディアＢ棟102号
債務者　橋崎ともみ（旧姓オルピリア）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６９０号
埼玉県草加市谷塚２丁目18番30号
債務者　伊藤　陽子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６９７号
埼玉県春日部市牛島1336番地２
債務者　石井　誠市
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係